

エネルギー基本計画（令和３年１０月２２日閣議決定） ＜ＳＳ関係部分抜粋＞

５．２０５０年を見据えた２０３０年に向けた政策対応

（１）現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け

③化石エネルギー

（b）石油

引き続き一次エネルギーの約４割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途を持つエネルギー源である。電源としての利用は減少傾向にあるが、代替する電源が出てこない中では、非常時に活用される電源としての役割を担うことが見込まれる。エネルギー密度が高く、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備されており、可搬性、貯蔵の容易性や災害直後から被災地への燃料供給に対応できるという機動性に利点があるため、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる。調達に係る地政学的リスクは大きいが、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献するエネルギーとして、引き続き、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である。

平時のみならず緊急時にも対応できる強靱な石油供給体制を維持・強化するため、供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、国内製油所やサービスステーション（ＳＳ）の維持、災害時に備えた供給網の一層の強靱化などに取り組む必要がある。

（１０）化石燃料の供給体制の今後の在り方

③ＳＳによる供給体制確保に向けた取組

（a）地域内のエネルギー供給体制の確保

ＳＳは、給油や灯油の配送等を通じて石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラであり、ＥＶ・ＦＣＶへのエネルギー供給や合成燃料等の新たな燃料供給を担うことが期待される。

一方で、今後の人口減少や車両の電動化などによる石油製品需要の減少や人手不足の深刻化等により、地域内のＳＳによる供給体制の維持が課題となっており、それぞれのＳＳや立地する地域の実情に合わせ、社会インフラとしての機能維持に向けた取組を強化していく必要がある。

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中で、ＳＳにおいては石油製品の販売以外の収益の拡大が必要である。また、人手不足対策や新たな事業展開のツールとしてデジタル技術を活用することも重要である。このため、ＳＳが、石油製品の販売に加えて、カーシェア等のモビリティサービスやランドリー等の生活関連サービスも提供する「マルチファンクションＳＳ（多機能ＳＳ）」やＡＩ等を活用する「デジタル・トランスフォーメーションＳＳ（ＤＸ・デジタル化に対応したＳＳ）」としての発展を目指せるように、ＳＳの経営多角化等の事業再構築やデジタル技術を活用した人手不足対策等を後押しする。

また、電動車の普及に向けてガソリン車と同様に円滑にエネルギー補給できることは重要であるが、ＥＶ向け充電サービスやＦＣＶ向けの水素ステーションはビジネス性や設置コスト等に課題があるため、ＳＳにおける普及は必ずしも進んでいない。このため、ＳＳが、石油製品の供給を継続しながらＥＶやＦＣＶへのエネルギー供給も担う「総合エネルギー拠点」としての発展を目指せるように、これらの課題

の解決を図っていくことと併せて、ＳＳにおけるＥＶ向け充電器や水素ステーションの併設を後押しする。加えて、ＳＳにおける設備の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を促進していく。

さらに、地域によっては、地域内における更なる石油製品需要の減少や後継者問題等により、地域内のＳＳの経営が困難になることもあるため、今後の石油製品需要の減少のスピード・規模等を踏まえつつ、地域内の石油供給体制を確保するために必要な施策を検討する必要がある。特に、都市部以外の地域においては、石油製品供給の担い手だけではなく、高齢者向けサービス等の社会的ニーズに対応する担い手も不足しており、ＳＳがこうしたサービスも担う「地域コミュニティインフラ」としての発展を目指せるよう、ＳＳの取組を後押しする。一方で、民間事業者単独によるＳＳの事業存続が困難なケースにおいては、まずは、民間事業者同士の「協業化」、「経営統合」、「集約化」を進めることが重要であるが、民間事業者の経営努力ではＳＳの維持が困難な場合には、自治体によるＳＳの承継や新設による「公設民営」の形で地域内の石油供給体制を確保することが適切である。このため、ＳＳの事業転換等に伴う集約化等による地域内の石油供給体制の合理化に加え、自治体と地域内のＳＳとの平時からの連携強化や、自治体によるＳＳ承継等に向けた取組についても後押しする。

なお、上記を中心としたＳＳの前向きな取組の後押しに際しては、官民の緊密な連携が重要である。

(b) ＳＳのレジリエンスの強化

東日本大震災や２０１６年の熊本地震等の教訓を踏まえ、災害時の停電リスクに対応するために、非常用発電機を備えた中核ＳＳ（緊急車両への優先給油を担うＳＳ）や住民拠点ＳＳ（一般車両への燃料給油を担うＳＳ）等の整備を進めるとともに、各都道府県の石油組合が４７都道府県等の地方自治体と災害時燃料供給協定を締結することにより、ＳＳが各地域において災害時の燃料供給要請に対応する「最後の砦」の役割を果たす体制を構築している。他方、近年頻発する災害等を踏まえ、豪雪や土砂災害等によるＳＳへの燃料配送の遮断リスク、津波によりＳＳを喪失するリスク、水害により計量機等の設備が損壊するリスク等への対応や自治体等からの燃料供給要請等に備え、ＳＳの災害対応能力の更なる強化や自治体等の関係機関との連携を強化していく。

(c) 公正かつ透明な石油製品取引構造の確立

石油製品は品質の差別化が難しく、競争は価格面に集中する傾向がある中、石油製品需要の更なる減少に伴い競争が激しくなるとの指摘もあるため、引き続き公正かつ透明な石油製品取引構造の確立に取り組む必要がある。２０１７年３月に、卸価格の価格差や決定方法の不透明性等についての指摘を踏まえて、公正で透明な取引環境の構築を目的とした「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」を策定し、本ガイドラインの浸透を通じて取引慣行の適正化を図ってきたが、引き続き進捗状況を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

なお、一般的に取引上優越した立場にある元売が、取引条件を一方的に決定するなどにより、正常な商慣習に照らして不当に、ＳＳ事業者に不利益を与えるなど独占禁止法に違反する疑いのある事案に接した場合には、公正取引委員会と連携し、厳正に対処していく。